

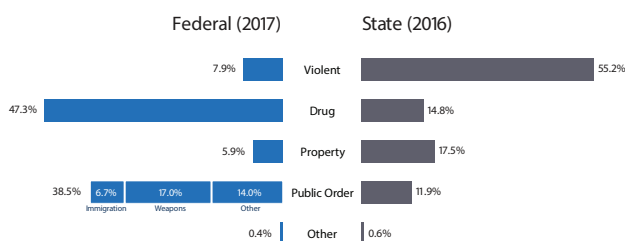
刑事司法

アメリカにおける犯罪動向と刑罰改革の機会

—— ジョーダン・ハイアット(ドレクセル大学)



State and federal prison population by offence



Source: Bronson, J. and Carson E.A. (2019). *Prisoners in 2017*. Washington, D.C.: Bureau of Justice Statistics.

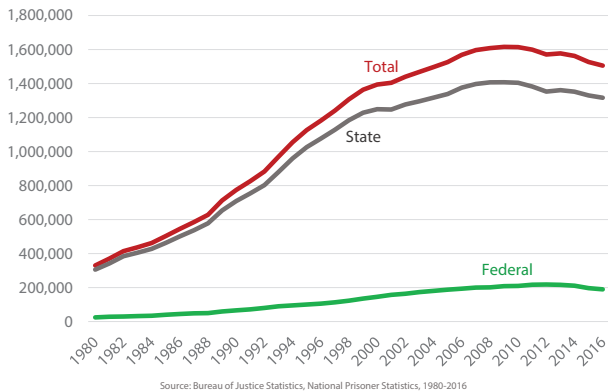
フィラデルフィアのイースタン州立刑務所は、アメリカで最も早くに作られた刑務所の一つである。今では博物館となっているこの刑務所は、厳格な「ペンシルヴェニア・モデル」の典型である。しかし、このモデルは広く踏襲されてきたものの、その限界ならびにアメリカの刑事司法文化全般の限界は痛ましいほど明らかになっている。刑事司法制度というものは、実に様々な文化・政治・歴史・経済上の文脈に応じて多様な形で運用されるが、知識を交換し改革を実行する機会を見出すために、共通点を探る価値はある。

アメリカの刑事司法制度とは、中が何層にも分かれている「レイヤーケーキ」のようなものである。多くの事項が連邦制度の中で処理されるが、残りは州レベルで処理される。アメリカに

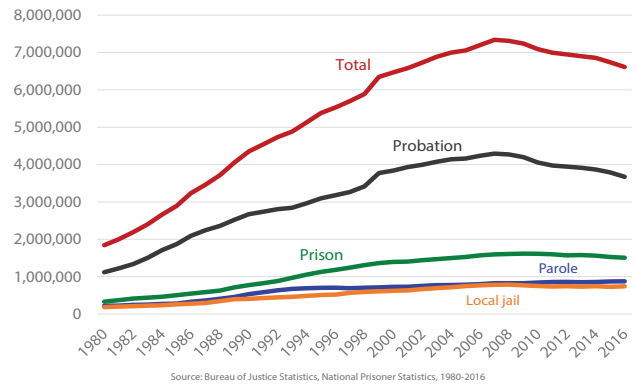
は非常に多くの刑務所が存在する。これはアメリカにおける拘禁率の高さをある程度反映しているが、刑務所によって施設の文化や運用がしばしば大きく異なることを意味している。多くの刑務所が複雑かつ根深い問題に悩まされているが、そうした多様性はまた、刑務所がデモクラシーの実験室となるかもしれないことを意味している。しかし、ある領域で検証されたアイデアが、より広範な全国レベルに一般化できるとは限らない。

アメリカでは、日本と同様、被逮捕者は公判前勾留の対象になる場合とならない場合がある。犯罪は低レベルの犯罪である軽罪か、あるいはより深刻な重罪に分類される。少年犯罪者(一般的に18歳未満の者)は別個の制度のもとで裁判を受け、かつ処遇される。暴力犯罪の大多数は州の訴追手続きによって

Prisoners under state and federal jurisdiction



Total adult correctional population, 1980-2016



処理されるため、より多くの暴力犯罪者は州の施設に収容されている。他方、薬物犯罪および入管法違反は連邦レベルで処理され、連邦刑務所の収容者数はこの点を反映している。要するに、アメリカでは複数の刑事司法制度が並立しており、それぞれが大規模な国家の異なる種類の問題を処理するのである。

平均すると、アメリカでは事件のおよそ96%が、有罪を認める代わりに量刑を軽くする司法取引を通じて処理される。量刑を言い渡す段階では、罰金や自由刑を含む多様な刑罰を科すことができる。また多くの州では死刑の規定が依然として有効だが、そうした州のすべてが執行に踏み切るわけではない。

全体として、平均すると日本よりアメリカの方が、人々は刑務所でより多くの時間を過ごしている。しかし受刑者は、再犯リスクが低く、かつ生産的な一員として社会に復帰できる状態にする必要があり、そのため社会復帰に向けた制度的取組みが求められるとの認識が高まっている。

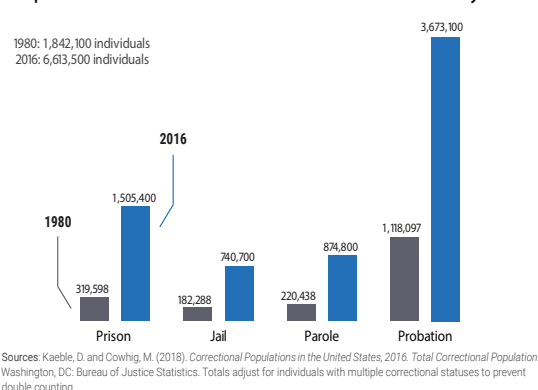
アメリカの人口は多く、失業率は比較的低く、人間開発指数（HDI）は比較的高く、所得の不平等は増大している。貧困問題は根強く残っている。刑事司法制度に対する社会の信頼は歴史的な低水準にあるが、これは過去20年の下落傾向の結果である。犯罪率は1990年代より低下してきているが、社会の

認識はそうしたデータと食い違っている。人々は実際よりも多くの犯罪が発生していると信じており、このことが公の言説ならびに刑事司法制度の機能の仕方に強い影響を与えている。要するに、公共政策は犯罪に対する社会の不安に、それが犯罪率の実際の増減と結びついていようがまいが、反応するのである。こういった傾向と並行する形で、1980年代から2010年までの間に、刑務所収容者数の大幅かつ持続的な増加、また社会内で当局の保護観察下に置かれた者の数の同様の増加が見られた。

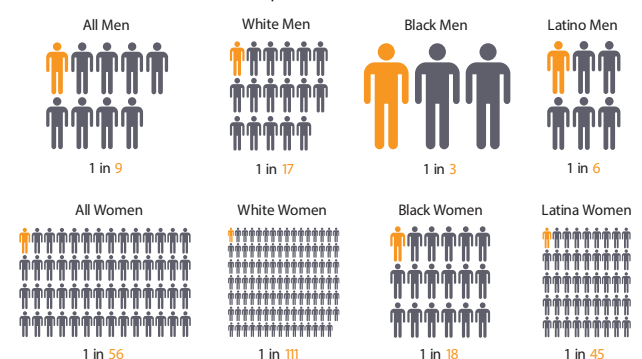
過去10年の間にこれらの数字は低下したが、その理由の一端は州レベルの変化にある。たとえば、過剰収容によって刑務所内環境があまりに非人道的かつ持続不可能となっていたため、刑務所収容者数は強制的に引き下げられた。これによって社会内処遇が増加し、またダイバージョン、すなわち軽犯罪者を初期段階で拘禁しないようにする傾向が強まった。

それにもかかわらず、アメリカは他のどの国よりも全人口における拘禁率が高い。刑務所に関連する日本の財政支出は最小の部類に入るが、アメリカの場合は最大級である。アフリカ系アメリカ人やヒスパニックの男性の拘禁率は他のどの集団よりも高い。刑務所内環境に関していえば、アメリカにおける一

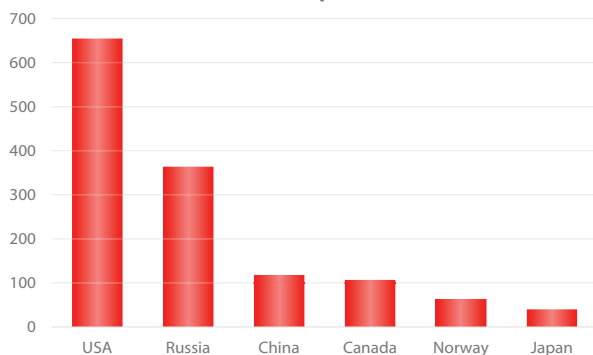
Population under control of the U.S. corrections system



Lifetime Likelihood of Imprisonment of U.S. Residents Born in 2001

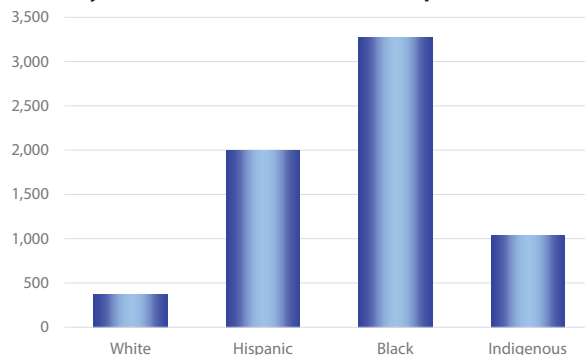


Incarceration rate per 100,000



Source: World Prison Brief, 2019

Pennsylvania incarceration rates, 2010 (per 100,000)



Source: U.S. Census 2010 summary file

人当たりの支出は比較的少ない。刑務所の過剰収容は大きな懸案事項だが、通常は懲罰目的で使われる独居拘禁が頻繁に用いられることもまた然りである。

これらの劣悪な環境との関連から得られる帰結は、あらゆる当事者にとって――受刑者にも看守にも、そして受刑者がかつてその一員であり、やがては復帰するかもしれない社会にも――概して悪いものであることが、研究によって示されている。この点を踏まえて、改革ならびに拘禁以外の選択肢への関心が高まっている。

ノルウェーは、アメリカおよびその刑事司法制度とまことに対照的である。ノルウェーの人口は比較的少なく、世界最高のHDIを持つ国の一つである。アメリカとは対照的に、所得の不平等はさほど問題になっていない。同様に、ノルウェーの公的制度に対する社会の信頼は比較的高い。これは、社会的地位を問わず多くの人々にサービスを提供する、ノルウェーの強力な社会福祉制度ならびに社会民主主義と無関係ではない。

意外ではないだろうが、ノルウェーの刑務所および受刑者数はアメリカの例と非常に異なって見える。たとえば殺人発生率は非常に低く、また年間1000人当たり約7件しか暴力犯罪がない。ノルウェーの再犯率が低いこともよく知られている。アメリカの刑務所関連支出は高いが、ノルウェーの場合は総額でも受刑者一人当たりでもアメリカより圧倒的に少ない。ノルウェーの刑務所の定員は約4000人だが、それはアメリカではペンシルヴェニアの刑務所たった一つの収容者数と同じくらいかもしれない。

ノルウェーの刑務所は、サービスの提供を含む監督のすべての側面を扱っており、一般社会への復帰が重視されている。これは「ノーマリティーの原則」、すなわち個人が社会の中で認められたことは刑務所の中でも認められるべきという原則と一致している。この見方によれば、受刑者が受ける罰はただ自由の剥奪のみであるべきあり、他の事柄は全て同じということになる。これには、他のどこで見られるよりも人権に対する侵襲

が少なく制限的でない刑務所モデルを生み出した、ノルウェーの社会民主主義的文脈が反映されている。かくしてノルウェーの刑務所は、可能な限り制限的でない形で数多くのサービスを提供するために大変な努力をするであろう。

アメリカの刑事司法制度は応報という目的に根拠を置いているのに対し、ノルウェーの制度は社会復帰という価値に根差している。刑務所の物理的な空間はこうした異なるイデオロギーを体現するとともに、経済政治システム一般を反映している。たとえば、ノルウェーの刑務所内の共用スペースには布製の長椅子や移動可能な備品が置かれているが、アメリカのそうした空間で際立つのはボルトで固定されたステンレスの家具である。こうした違いが受刑者と看守のいずれにも、刑務所とは何であり、何をするために設計され、刑務所での経験がどうあるべきと期待されているかについて、非常に異なるメッセージを送っている。同様に、アメリカではトイレの設備がステンレスかつ共用で、便座カバーもなければプライバシーもないが、ノルウェーの刑務所におけるトイレは通常のアパートで見かけるものと大差ない。アメリカでは受刑者とその家族の接触面会禁止が普通だが、ノルウェーでそうしたことは比較的稀である。ノルウェーの刑務所には、子供を持つ受刑者が家族と訪れ、正常な感覚を保つための特別な家屋が備わっていることすらしばしばある。

これらの目立った特徴にもかかわらず、ノルウェーの制度にも課題はあり、たとえば隔離措置が濫用されているとの批判が集まっている。ノルウェーの人口全体が同質的でなくなっていることも課題である。移民によってこれまで社会性の中身を定義していた社会全体のまとまりに歪みが生じており、これと同時に国民全体の間で処罰的な感情が高まっている。そのうえ公共部門が市場志向を強めたことで、刑事司法制度は予算上の圧力にさらされている。「犯罪を厳しく取り締まれ」という象徴的なレトリックが勢いを増している。白人ナショナリストで2011年に連続テロを起こした大量殺人犯、アンネシュ・ブ

レイビクのような事件によって、現行の制度が、めったに起こらないにせよそうした事件に対して十分厳しいものかどうか疑問が生じている。

アメリカとノルウェーの制度の違いは、比較司法制度研究に格好の材料を提供してくれる。アメリカとノルウェーのように全く異質なものの比較は困難だが、小さいとはいえ共通点があり、また学びのための十分な機会がある。刑務所とはかなりの程度、それらが組み込まれている幅広い文脈（たとえば歴史や人種間関係、政治的価値、経済システム）の関数だが、それでも検討して学びを得られるだけの重なり合う部分がわずかながら存在するのである。

2000 年以来、アメリカ社会一般の言説も犯罪学の関心も、英米諸国と比較すると低いスカンジナビア諸国の犯罪率に向けられたものが増えてきている。文化的文脈は非常に異なるものの、アメリカでは刑事司法制度改革に向けた動きが見られ、アメリカの制度が抱えるいくつかの喫緊の課題への取り組みに応用可能なアイディアを求めて、多くの人がスカンジナビアに注目している。

ある有望なプロジェクトでは、ペンシルヴェニアからノルウェーに刑務官が派遣された。彼らにはノルウェーの刑務所の環境にどっぷりと浸かり、何を持ち帰ることができるかについて考えをめぐらす機会が与えられた。この交流プログラムには派遣された刑務官がノルウェーの制度について学習する一週間の集中講座が含まれ、その後オスロ一帯の刑務所で2週間、ノルウェー側の監督の下で実習が行われた。彼らはこれによって、アメリカへの帰国後に役立つ実用的な知識を習得した。刑務官は受刑者と食事を共にし、独房ではテレビゲームを一緒にした。

派遣されている間、ほとんどの刑務官はアメリカでの自身の経験と比べて労働環境が向上していることを報告した。彼らはストレスが低下し、より安全と感じるようになったと報告し、全体として仕事をよりうまくこなしていると感じていた。交流プログラムは刑務官に、異なるレンズを通して状況を把握し、受刑者の社会復帰に実際役立つ変化を提案する機会を与えた。このプログラムは、スカンジナビアの刑法上の価値と実践が再犯率の高いアメリカに輸出できるのか、できるとすればどの程度か、そして異なる文化的文脈によっていかなる制約が課されるかを判断する試金石なのである。



出席者から最初に、各国における矯正文化と、背景にあるその国の文化の関係について次のような質問が出た。これらの文化の間に関連はあるか。もしあるとすれば、ある国から教訓

を得て別の国に活かす余地は狭まるのだろうか。これに関連して、これらの「文化的」差異は実際のところどれだけ文化的なのか、あるいは不平等や人種主義といった他の背景要因との関係はないのだろうか。ハイアット教授の答えは、次の通りである。これらのことは強く結びついている。財政に関していうと、刑務所が提供可能な資源は、文化もその一部である制度全体と結びついている。刑務所に費やされるカネは、刑務所を取り巻く施設の文化がどのようなものであり、そのカネで何が実現できるのかを規定する面がある。全般的に、ノルウェーの制度にはアメリカと異なるとはいえ移転可能な要素がある。たとえば、アメリカの刑務所内環境がノルウェーより厳格なのは、犯罪率ならびに拘禁率がより高いせいもあるが、より多くの人が刑務所は懲罰的であるべきと信じているからでもある。

次の出席者は、何によって処罰と社会復帰、二つの期待に関する文化的差異がもたらされ、人々の態度は年とともにどう変化してきたのかを尋ねた。これに対しハイアット教授は、アメリカでは 1980 年代が一つの重要な変化の時であったとした。レーガン大統領による「対薬物戦争 (War on Drugs)」の開始とともに、かかる公共政策上の課題における主要手段の一つとして、拘禁が意図的に用いられた。刑期も長くなった。このように処罰的アプローチを志向する強力な変化は続き、2000 年代初頭には頂点に達した。その後、刑務所収容者数は持続不可能な水準にあると段々見られるようになり、刑務所制度の回避ならびに受刑者の社会復帰へと比重が次第に移ってきている。たとえば、政治的右派の中には財政上の懸念から刑務所収容者数の削減を支持する者がいる一方、政治的左派には構造的な人種主義に対する懸念から同様の変化を支持する者がいる。

三番目の質問は、犯罪の種類によって再犯率はどう変化するのか、またペンシルヴェニアとノルウェーが比較的成果を上げている特定の領域があるか、であった。ハイアット教授の答えは、次の通りである。ノルウェーの犯罪規模がアメリカより小さいため、ノルウェーでの成果がアメリカほど上がっていない領域を特定するのは難しい。全般的に、ノルウェーでは刑務所制度の回避が合理的かつ適切であると認識されており、こうした認識は同国の強力な社会的セーフティネットに支えられている。というのも、刑務所制度の回避ならびに再犯率の低さを有効なものとするのに必要な、保健および社会福祉サービスがすでに整っているからである。一方アメリカでは、軽犯罪は刑務所でうまく処理することができず、実際のところ再犯率を高める可能性があるとの認識が高まりつつある。それゆえ刑務所制度の回避は、両国の間に収束が見られる領域の一つである。

次に、ルディ・ジュリアーニがニューヨーク市長時代に普及させたものの、それ以来あまり人気がなくなった「割れ窓理論」に関

する質問があった^{*1}。これに代わる理論はあるのだろうか。ハイアット教授の答えは、次の通りである。割れ窓理論に基づく取り締まりに比重が置かれたことで過剰な犯罪化および逮捕がもたらされ、時が経つにつれて、これらの共同体の刑務所収容者数の増加に寄与することになった。割れ窓理論に基づく取り締まりを犯罪件数減少のためのより一般的な戦略として行うことの有用性に疑問を呈する研究が出ている。近年では犯罪の発生しがちな場所に焦点を絞る、ホットスポットの取り締まりにより大きな比重が置かれるようになってきている。

続いて、ハイアット教授の研究では死刑に関するノルウェーとアメリカの相違が検討されたかどうか、質問が寄せられた。この慣行はEUでは廃止されているものの、日本とアメリカでは現在も存続している。ハイアット教授の答えは、次の通りである。この問題に関してはノルウェーとアメリカの間に共通点があったくないため、研究の対象にしていない。今後数年のうちにアメリカが死刑を有効なかたちで廃止することはないだろうし、ノルウェーが死刑を導入することもないだろう。それゆえ政策上の重複も共通点もない以上、この領域で検討すべき類似点はないのである。

次の出席者は、アメリカにおける連邦制度の影響について尋ねた。州間の競い合いは時として底辺への競争につながるが、ノルウェーにはこの種の制度が存在しない。こうした点は両国の相違を説明するのに役立つだろうか。ハイアット教授の答えは、次の通りである。かつてはどの行政単位が犯罪を表向き最も厳しく取り締まっているかをめぐる競争が確かにあった。しかしこうしたアプローチを変えて、最も人道的であること、すなわち最低の再犯率と最良の社会復帰をめぐる競争を始めることができるかもしれない。連邦／州制度は間違いなく巨大な差異を生み出すが、それはまた地方の行政単位が社会規範の変化により敏感に反応する機会を生み出しもする。

続いて、ペンシルヴェニアにおける拘禁率が大変高いことへの驚きが示された。ハイアット教授は次のように答えた。これには量刑の厳しさや貧困など、複数の要因がある。その多くは貧困と犯罪の結びつきに関連しているが、歴史的に見ると、ペンシルヴェニア州の量刑はアメリカ国内の平均よりも厳しいのが常でもあった。同州では最近まで量刑の下限が数多く定められており、それによって刑務所に収容される期間は増大したのである。もともと、これら従来の傾向に対する反発もあり、ペンシルヴェニアの刑務所収容者数は近年減少してきている。軽微の薬物犯罪者の収容回避は、こうした新しいアプローチの代

表例である。

次に、異なった法体系を持つ国に価値や思想を移転することなどの程度できるかについて質問が寄せられた。たとえば、ノルウェーとアメリカでは量刑が大きく異なる。ノルウェーの受刑者のほとんどは社会復帰を目的として釈放されるであろう。しかしアメリカにおいて終身刑やその他の長期刑が意味するのは、社会復帰の必要などまったくないということなのである。また一部の国には予防のためのシステムがあるが、アメリカにはない。ハイアット教授は次のような指摘で応じた。ノルウェーの平均刑期は1年未満である一方、ペンシルヴェニアは、予想よりは短いかもしれないが、それでも相当なものでちょうど7年未満である。これは依然としてとてつもなく長い年数だが、ほとんどの人は出所するだろう。重要な違いかもしれないのは、ノルウェーでは刑務所にいる期間は社会復帰と再統合の準備に充てられるべきと認識されていることだ。ある意味では、時間枠が10年あるいはそれ以上ではなく1年の方が、こうした準備は容易である。2011年にノルウェーのサマーキャンプを襲った白人ナショナリストの大量殺人犯のような特殊な例では、彼は懲役21年の刑しか課されなかったが、実際には5年ごとに審査が行われ、釈放の可能性はないかもしれない。ノルウェーにおいて、刑期が無期限に延長されるこの種の予防拘禁制度の下に置かれているのは100人にも満たない。しかしアメリカでは、刑期を終えた者を拘束し続ける権限が当局側にはないため、こうした制度は完全に違憲となるであろう。そこにはアメリカの個人主義的な価値観が反映されている。アメリカにおいて拘禁とは、将来起こることに対する受刑者および社会の準備よりも、むしろ過去に犯された犯罪と結びついている。スカンジナビアおよび他の国では、より集団主義的なアプローチが、社会復帰および再統合の重視——まれに予防拘禁も含まれるが——に反映されている。

次に、紹介された事例を見るにつけ、スカンジナビア・モデルの方が優れていることを否定するのは難しいのではないかというコメントがあった。同モデルへの否定的な反応には、どのようなものがありえるだろうか。日本には死刑廃止に関する議論があるが、被害者とその家族の利益に対する懸念がしばしば表明される。ノルウェーのモデルについて学んだアメリカの学生や一般世論は、どのような反応を示しているだろうか。ハイアット教授の答えは、次の通りである。人と場所によって反応は様々で、学生は概して改革案をより積極的に受け入れるが、一般世論は小さな利益集団を除いて、社会復帰重視のモ

*1 ウィキペディアによると、「割れ窓理論とは、犯罪や反社会的行動、騒擾の目に見える兆候が、重大犯罪を含むさらなる犯罪および無秩序を誘発する都市環境を作り出す、という犯罪学理論の一つである。同理論によると、器物損壊や公共の場での飲酒、キセル乗車といった軽犯罪を対象とする取り締まりが秩序および遵法の雰囲気を作り出すのに役立ち、それによってより重大な犯罪を防ぐことができる」。

デルにカネを使うことにそこまで関心もなければ心の準備もない。アメリカでは処罰感情が依然として強いのである。刑務官の多くはまた、刑務所とは罰を受ける場所であり、居心地の良い場所と見られるべきではないと信じている。ゆとりを作って処罰の度合いが低い環境に余地があると示すことで変化を積み重ねていけば、こうしたイデオロギーが転換する希望を持てるかもしれない。

より処罰的なアプローチを支持する集団がスカンジナヴィアにはいるか、という質問も寄せられた。ハイアット教授は、すでにノルウェーではより処罰的な方向への転回が起きていると答えた。アメリカでは「目には目を」という感情が依然として支配的であり、一つのプロジェクトをやったからといって、そうした感情が洗い流されることはないだろう。それでも変化が起これる限界的な領域で働きかけることで、別の選択肢もあると示すことはできるかもしれない。だがアメリカに限らずいかなる文脈でも、抵抗する関係者は存在する。

最後に、宗教が両国の矯正文化の違いに関与しているかどうかについて質問が上がった。ハイアット教授によると、宗教は強い役割を果たしているものの、決定的なわけではない。「刑務所 (penitentiary)」の語源は「悔悟している (penitent)」であり、アメリカの制度の根底には強い宗教的色彩が潜んでいる。ノルウェーの矯正文化は全体として宗教色がずっと薄いかわりに、アメリカよりも平等主義的に見受けられる。

日本における犯罪動向と再犯防止

——— 太田達也(慶應義塾大学)

この10年、日本の刑罰制度をいかに改革するかをめぐって実質的な議論が展開されてきた。現在の制度は1900年代に導入された古いものである。たとえば刑事訴訟法や犯罪被害者の支援に関する法律などいくつかの法律が近年改正されたが、より広範な議論は現在も続いており、近い将来さらに大がかりな改革が行われる可能性がある。

日本は時に——たとえば勾留が長期に及ぶことをめぐって——国際的な批判を受けてきたが、犯罪率が低いことでも知られ、その点で称賛されている。犯罪件数に関する近年の傾向は、2000年代初頭にピークを迎えた後、長きにわたり減少している。窃盗事件がとりわけ大きく減少しており、強姦・放火・殺人の発生率も相対的に安定している。

なぜ日本の犯罪率は比較的低いのかという問いを問われることもしばしばである。たくさんの説明要因が提示されてきたが、これらの要因と犯罪率の間に明確なつながりがあることを突き止めるのは難しい。

これらの要因の多くは明らかに社会文化的なものである。たとえば、日本社会が集団志向で強い恥の文化を備えていることが犯罪防止に寄与している。同様に失業や薬物乱用、離婚の割合が比較的低いことも犯罪率の抑止に一役買っている。

しかし犯罪率が比較的低くかつ安定しているからといって、日本に問題がないわけではない。たとえば日本社会の高齢化によって、高齢犯罪者の数が増加している。特に65歳以上の受刑者の割合が1990年以来劇的に増大したことで、多くの刑務所は老人ホームの様相を呈しつつある。

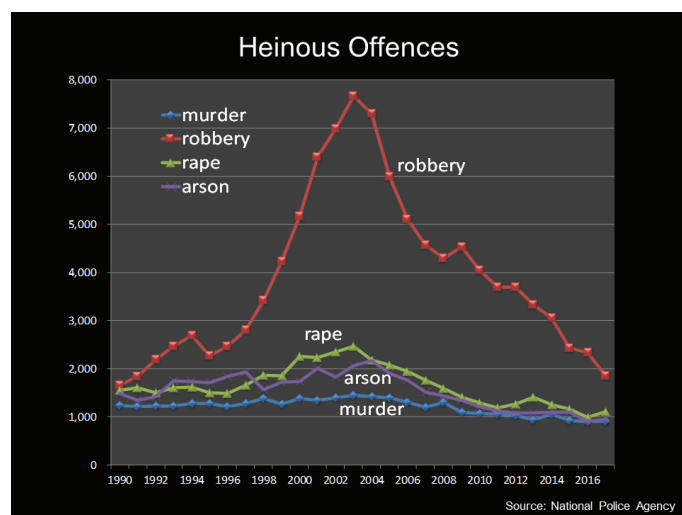
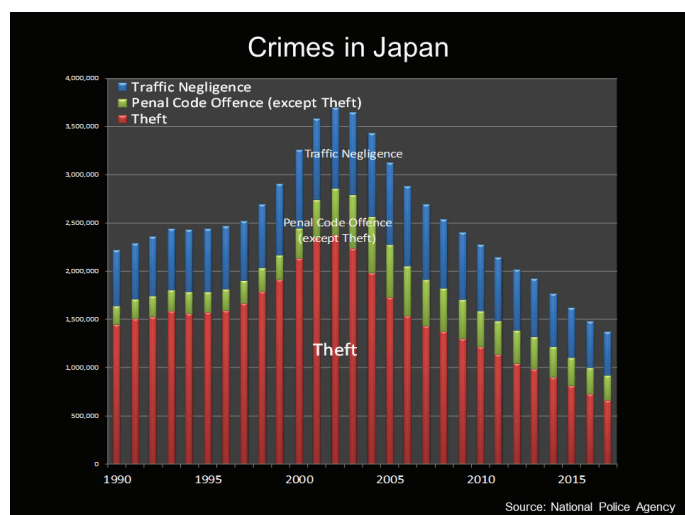
再犯率も上昇している。犯罪者のおよそ30%が全犯罪の約60%を引き起こしていることが調査で明らかとなっ

た。法務省は再犯防止に向けていくつかの措置を講じたが、再犯率率は依然として上昇しており、今日では受刑者の約60%が入所歴を持つ再入者である。

日本における刑罰としての自由刑は、刑務作業を伴う懲役とそれを伴わない禁錮の二種類に分けることができる。1日以上30日未満という短期の拘留が科される場合もあるが、ほとんどの受刑者には懲役が科されている。しかし、懲役と禁錮という2つの自由刑の種類は19世紀のイデオロギーに基づく時代遅れのモデルであり、かかる自由刑の種別をなくして刑罰制度を刷新するには長い時間がかかっており、日本の学界と世論の間でさらなる議論が必要である。

量刑に関していえば、いくつかの形態がある。無期刑に服する受刑者は、10年を経過した後に仮釈放が可能となる。有期刑の幅は1カ月から30年までだが、日本に終身刑はなく、30年が最長である。訴因毎の刑期の総和を言い渡す、累積執行も逐次執行の制度もない。有期刑に服する受刑者は、刑期の3分の1を経過した後に仮釈放が可能となる。3年以下の懲役または禁錮を言い渡された者に対しては、情状により最長5年間その執行を猶予することができる。最後に、日本では最も重大な犯罪に対する死刑制度が依然として存在しているが、死刑判決を受ける者はわずかしかない。

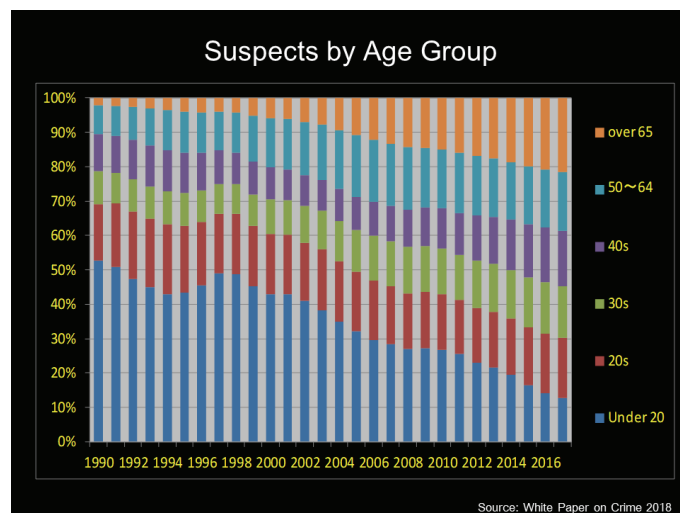
被収容者の処遇は2008年の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律によって定められているが、同法は旧法たる1908年の監獄法に取って代わったものである。無期刑の受刑者は平均30～35年の服役期間を経て仮釈放されるが、それ以外の受刑者の大部分はいずれ釈放されることになる。それゆえ社会復帰あるいは「再犯防止 (prevention of re-



offending)」が大変重要なのである。他国においてと同様、日本でも犯罪者の社会復帰という話題になると、被害者は感情的になることがある。被害者とその支援者がより厳しい判決を望むのはもっともなことである。しかし同時に被害者は再犯防止を願い、その重要性を理解している。社会復帰と言うか再犯防止と言うか、こうした用語の選択は、厳罰を求める要望と社会復帰の必要性を調整するうえで重要である。たとえば「社会復帰」を「再犯防止」と表現することは、社会復帰政策を脱政治化したり被害者にとって苦痛のより少ないものにしたりするのに役立ちうる。

日本には犯罪者のための様々な社会復帰プログラムがある。刑務作業は伝統的なプログラムの一つだが、受刑者は職業訓練を受けることもできる。受刑者は認知行動療法を含む矯正処遇を受けることもでき、薬物犯罪者や暴力団受刑者、性犯罪者、交通事故者などに向けた特別の処遇プログラムも用意されている。しかし刑務所収容者数のおよそ6%を占める暴力団受刑者は、処遇や更生を拒み、仮釈放も望まないのが通例である。むしろ彼らは満期で釈放されることを望むため、条件や保護観察なしで釈放されることになる。

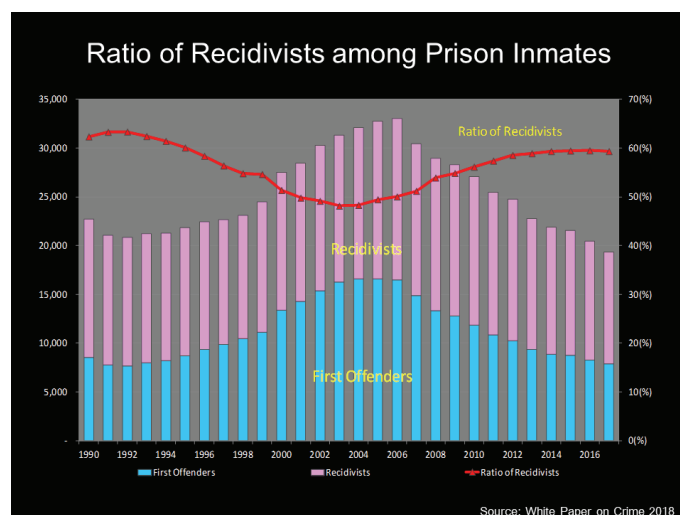
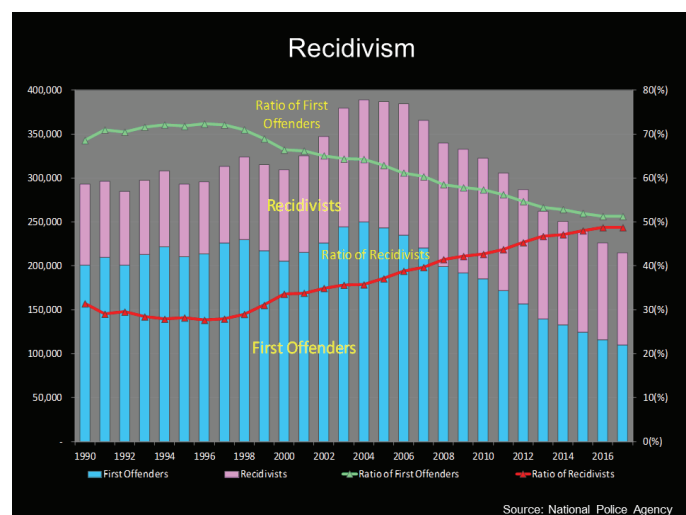
日本における刑務所の分類はアメリカとは異なる。たとえばアメリカの刑務所は、最小警備・重警備・最重警備といった具合に、警備レベルに基づいて分類されている。日本ではすべての刑務所がA指標かB指標のいずれかのタイプに分けられるが、これは刑務所の警備レベルでなく、受刑者の犯罪傾向に基づくものである。そのためA指標の刑務所には、たとえば暴力団構成員ではない初犯者など犯罪傾向の低い者が収容される。B指標の刑務所には、たとえば入所歴のある者や暴力団構成員など犯罪傾向の高い者が収容される。A指標とB指標以外にも刑務所にはより細かい属性があり、その中にはW指標（女性）、L指標（長期刑もしくは無期刑に服する者）、F指標（外国人）、Y指標（26歳未満の成人）、J指標（少年犯罪者）などがある。



日本の民間刑務所産業はアメリカよりもずっと小さい。日本には4つの半官半民刑務所があり、それらは警備会社によって運営されているが、刑務所の運営が外部委託されているアメリカの状況とはまったく異なる。日本のこれら半官半民刑務所は、政府および警備を提供する民間企業によって運営されている。

全体では、受刑者のおよそ58%に仮釈放が認められ、それ以外は刑期満了後に釈放されている。仮釈放の適格性を判断する際の主な基準は再犯のおそれである。仮釈放後の保護観察の遵守事項に違反したり再犯に及んだりした場合は、ふたたび刑事施設に収容される。課題は、仮釈放後の保護観察が受刑者の残りの刑期に限定されていて非常に短いことである。これは「残刑期間主義」と呼ばれる。たとえば懲役3年を言い渡された受刑者が2年半の後に仮釈放された場合、保護観察に置かれるのは6か月間のみとなる。

仮釈放が取り消される割合は約4%だが、これは仮釈放の成功を意味しているわけではない。というのも仮釈放期間が非常に短いためである。この4%という数字は非常に短い保護観察の間に行われた再犯を意味しているにすぎない。仮釈放は通常、刑期の80～90%を執行した後に認められるため、大体2



～6 カ月で終わってしまう。仮釈放者のおよそ 40% が 3 カ月以下、そしておよそ 40% が 6 カ月以下の保護観察しか受けていない。したがって、仮釈放者のおよそ 80% が 6 カ月以下の保護観察を受けるに留まる。かくも短い期間では、仮釈放者が新しい犯罪に手を染めるだけの時間もないが、彼らが社会に再統合するだけの機会や支援も十分ではないだろう。

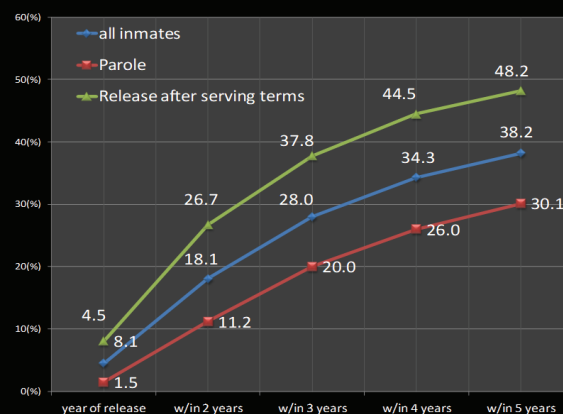
仮釈放された受刑者のおよそ 30% が、釈放から 5 年以内にふたたび刑務所に拘禁されているのも驚くには当たらない。仮釈放者の再犯リスクは釈放後の最初の数年間においてとりわけ高くなっている。残刑期間主義の下では仮釈放後の保護観察があまりに短いため、こうしたリスクの高い期間をカバーすることができない。

これとは対照的に、ヨーロッパには「考試期間主義」を採用している国がいくつかある。同モデルの下では、残刑期間よりも長い保護観察を受けることがありうる。たとえばドイツの仮釈放受刑者は釈放後 2～5 年の保護観察に置かれる可能性がある。それくらい長ければ、再犯リスクの高い期間全体をカバーすることができるというわけである。残念ながら、この考試期間主義は日本では未だ採用されていない。受刑者が本来の刑期よりも長く保護観察下に置かれる場合があり、彼らの権利の侵害になるとの理由から、弁護士会をはじめとする識者の間には考試期間主義に対する批判がある。

受刑者の 42% は満期釈放となっている。現在のモデルでは再犯のおそれの少ない受刑者に仮釈放が認められるため、刑期満了で釈放されるのは更生について問題のある者だ。要するに、受刑者の 42% —最も問題を抱えた人々— は保護観察も処遇もつかずに釈放されるのである。その結果、当然ながら、満期釈放となった受刑者の再収容率は非常に高い。満期釈放者をなくすため、(たとえば刑期の 3 分の 2 が経過したら) 仮釈放を必要的にすべきとの主張もあるが、日本政府はこうしたアプローチを支持していない。

日本の多くの研究者は、刑期を満了した元受刑者を保護観察下に置く唯一の方法は保安処分しかないと考えていた節がある。過去 10 年にわたり、こうした満期釈放の問題に対処するためにどのような刑罰が採用されるべきかが議論されてきた。そして 2016 年、「刑の一部執行猶予」という新たな刑罰が導入された。これは条件付釈放ではなく新しいタイプの刑罰であり、裁判所には、一定期間の保護観察付きまたは保護観察なしで、刑期の最終部分の執行を猶予する権限が与えられることとなった。この猶予が認められる期間は 1 年以上 5 年以下である。受刑者は最終部分を除く実刑部分を服役した後に釈放されるが、猶予期間の間に罪を犯したり保護観察の遵守事項に違反したりした場合、執行猶予された刑の期間だけふたたび拘禁さ

Re-imprisonment rates



Source: White Paper on Crime 2018

れることになる。こうしたタイプの刑罰であれば、仮釈放もしくは条件付釈放を用いずとも、釈放後の社会内処遇を一定期間確保することができる。これはアメリカのスプリット判決もしくは監督付釈放と類似している。スプリット判決とは、刑務所における拘禁と社会内処遇という二つの部分から構成されるタイプの刑罰である。

この新しい刑罰の再犯防止効果は未だ明らかになっていないが、再犯率の低下が期待されている。この新しい制度は現在のところ初入者で 3 年以下の懲役を言い渡される者に限定されているが、より多くの犯罪者を対象にできるように拡大されるべきと考える識者もいる。



報告に続いて、日本は安全であり犯罪率は低いという指摘が最初にあった。これは日本の司法制度に関連がある場合とない場合があるが、第一の報告で示されたように、多くの背景要因が関係している。刑事司法制度にはある程度の寛大さも見られる。これはなぜだろうか。組織犯罪に関していえば、アメリカにはアメリカの組織犯罪者がいるが、彼らと日本の暴力団はどのように比較できるだろうか。ある意味、暴力団は日本社会の中にしっかりと組織化されており、当局とある程度の暗黙の了解である。つまり暴力団側が何らかの一線を越えない限り、一定の「平和的共存」が認められるというわけである。

ハイアット教授は次のように言及した。アメリカでは、とりわけ行政単位によって制度が多岐にわたるため、イデオロギーについてであれ実践についてであれ、何かをとらえるための単一の基準を見出すことは不可能ではないにせよ難しい。様々な文化的指標と、異なる国の刑事司法制度の相対的寛大さの関係を跡づけてみるのは有益であろう。アメリカでは、古くからあるコーザ・ノストラはさておき、組織犯罪との関係は日本と大きく異なる。アメリカにおいて組織犯罪と法執行の相互作用は

ほとんどない。いくつかの組織——たとえば西海岸の——は境界を越えて活動するが、アメリカの組織犯罪者の大多数は地元の小さな非行集団に加わっている。これは、日本が直面しているのとは非常に異なる構造的課題を提示している。

応報と社会復帰に関して、太田教授は次のように指摘した。日本政府は再犯防止の観点から社会復帰概念を支持し続けているが、これには日本の文化も関係している。たとえば、日本は文化的同質性が高く、家族の絆は強い。日本では犯罪者に刑罰を科さずに刑事手続から外すダイバーション制度がよく機能しているが、その理由の一端は、有罪判決を受けた者が「はみ出し者」や「犯罪者」とみなされ、日本社会の表街道から爪はじきにされたり締め出されたりしやすいからである。しかしこのことが社会復帰をより難しくもしている。出所した受刑者が通常の生活を送りづらくなるからである。

続いて、社会の不寛容と犯罪率の関係について質問があった。社会の寛容さと日本の犯罪率の低さ、そして日本の量刑の軽さには関連があるだろうか。太田教授は次のように答えた。社会の寛容・不寛容は、ある特定の犯罪に対してどのような刑罰がふさわしいと見なされるか、あるいは受刑者や出所後の元受刑者をいかに処遇すべきかを定める助けとなりうる要因である。強力な社会的紐帯を持つ人々が、そうでない人ほど多くの罪を犯さないことは知られている。犯罪者に対する寛容さが低いとき、社会は彼らを排除したり恥をかかせたりすることで非公式に罰することができる。これに関連して、もう一つの要因となるのが社会的孤立である。人は孤立しているとき、やはり罪を犯す傾向がより強くなる。

次の参加者からは二つの質問が上がった。第一に、比較の観点から日本の刑事司法制度についてどう考えるべきだろうか。多くの相違があるけれども、日本はかつてのヨーロッパから手がかりを得たように思われる。しかしヨーロッパの制度は19世紀ならびに20世紀初頭から大きく変化した。世界には日本と似たような場所があるだろうか。第二に、司法ポピュリズムについて、特定の犯罪に対する刑罰が形式上厳しさを増しているようだが、新しい法律にもかかわらず判決は十分に変化していないとも言われている。太田教授は次のように答えた。日本の刑事司法制度は第二次世界大戦以前のヨーロッパを原型としているが、戦後になると、いくつかの修正を加えた上でアメリカの制度に倣った。たとえば新しい刑事訴訟法が導入されたが、陪審制度は日本ではアメリカほどうまく機能しないと考えられたために採用されなかった。かなり後になって、日本には裁判官と一般市民から成る裁判員制度が導入されたが、これはアメリカの陪審制度とは異なるものである。同じく大陪審も日本にはふさわしくないと見なされている。代わりに日本にはそ

れと大きく異なる「検察審査会制度」がある。大陪審では一般市民が刑事訴追すべきか否かを判断する一方、検察審査会制度では一般市民が検察官による不起訴処分の当否について判断を下す。要するに日本の制度は、欧米の制度のさまざまな部分を選択し、修正し、また却下してできたユニークなものなのだ。

続いて、日本の制度がどれだけ影響力を持っているかについて質問が寄せられた。たとえば第二次大戦以前の日本の植民地活動によって、日本の司法制度の要素は韓国など他の国に輸出された。ある意味、韓国の制度には日本のものを原型として作られた部分がある。日本の刑事司法制度の要素を採り入れようとした国は他にあるだろうか。太田教授は次のように答えた。日本と韓国の間には刑事司法制度に関する多くの類似点があるため、両国の比較は非常に有益となりうる。韓国の国会が刑事法を新しく起草したり改正したりする際、彼らは時として日本の同種の法律を手がかりにするだろう。

司法ポピュリズムに関して、それが裁判官の判断にまったく影響していないとは言い切れない。しかし裁判官は依然として量刑基準を考慮しなければならない。アメリカほど厳しいものではないにせよ、やはり裁判官はこれを守らなければならないのである。彼らはまた法の下の平等という原則を尊重し、その基準から逸脱することには強いためらいを覚える。それでも児童虐待のような事案では量刑が厳しくなっている。これは裁判員裁判に一般市民が関与するようになった結果かもしれない。

次に、金融商品取引法違反容疑で東京で逮捕された日産自動車前会長、カルロス・ゴーンの件に関する質問があった。彼が勾留された時、ヨーロッパと北米から国際的な批判の声が上がった。たとえば被疑者を最大23日間拘束し、弁護人の立会いを認めずに取調べを行う慣習ゆえに、日本はいわゆる「人質司法」の批判を受けた。日本の法制度が無罪を前提にしていない現実に対する懸念もあるし、刑事施設内の環境をめぐる批判もある。これらの批判に対して検察は、日本の法律を確実に執行することが自分たちの仕事であり、変化を求めるならそれは国会議員の仕事である、と主張してきた。先のような国際的批判に対して、現行の勾留制度を変更もしくは改善する方法はあるのだろうか。太田教授は次のように指摘した。日本の未決勾留が他のいくつかの国ほど長くないのは多くの人が認めるところである。日本政府はまた主要な国際人権条約に署名している。国連が日本の状況を調査し、自白の強要につながるといわれている、被疑者を警察署に勾留する慣習ならびに未決勾留の長さがしばしば批判されてきた。しかし、被疑者を勾留する場所や期間を決めるのは検察ではなく裁判官である。統計的にいえば日本の勾留率は非常に低い。もし被疑者が警察に逮捕された場合、最大48時間留置される。その後、検察官が裁判所に

勾留を請求する。しかし日本の逮捕率は非常に低く、被疑者の多くは在宅のまま捜査や訴追を受ける。この意味で、日本の未決勾留は実のところ極めて限られている。

次の質問は、日本の刑事司法制度における知的障害者に関してであった。新規受刑者は年間およそ2万人いるが、その内30%近くは知的障害を持つ者である。彼らには特別なニーズがあり、社会復帰を支援するための特別な処遇が必要となるだろう。特別なニーズを持つ者は特別な処遇を受けるのだろうか。太田教授は次のように答えた。日本の犯罪者の中には心身に障害を持つ者が多くいる。こうした人たちにとって社会復帰は非常に深刻な問題だ。もちろん投薬も治療も行われるが、問題は出所後に起こる。こうした受刑者は再犯リスクの高さゆえに仮釈放があまり認められず、そのほとんどは刑期満了によって釈放される。刑務所長には精神障害のある受刑者を釈放する場合には予め地方政府（知事）に通報する義務があり、報告を受けた知事は診察のために医師を派遣することができる。そしてその医師は入院の必要性を判断することができる。しかし釈放される受刑者に関する限り、この制度は全体的にあまりうまく機能していない。というのも、刑務所にいる精神障害者のほとんどは投薬によってごく安定しているため、出所にあたり派遣された医師は入院が必要ないとしばしば報告するのである。

最後に、更生保護に携わる人々について質問が寄せられた。近年の制度改革によって更生保護に携わる人々の責任が拡大されたが、彼らはこの点に満足しているのか、また彼らは新しい責任を引き受ける用意ができているのだろうか。太田教授は次のように答えた。社会内処遇プログラムの増大に伴って、更生保護に携わる保護観察官や保護司の負担はより大きくなっている。日本ではたった1200人の保護観察官が年間5万件を扱っている。これは楽な話ではない。新しい制度や実践が導入されるたびに、より多くの訓練が必要となる。保護司の平均年齢も高くなって今では65歳である。15年ほど前、日本では保護司の定年を77歳とする退職制度が導入された。すると保護司の半分以上が今後12年の間に定年退職することになるので、法務省は保護司の募集に懸命に取り組んでいる。しかし前途は多難である。特に、日本の保護司は彼らの自宅で対象者の面接を行うことも多いため、保護司の家族に負担がかかるからである。

グローバルな文脈での日本 「刑事司法」

2019年10月25日

於 国際文化会館

報告者

- ・ Jordan Hyatt 氏（ドレクセル大学 犯罪・司法学科准教授）
- ・ 太田達也氏（慶應義塾大学法学部教授、刑事司法、被害者学、アジア法）

プロジェクトディレクター

- ・ 田所昌幸（慶應義塾大学法学部教授）
- ・ デイヴィッド・ウェルチ（ウォータールー大学バルシリー国際関係大学院教授）

プロジェクトメンバー

- ・ 渡辺 靖氏（慶應義塾大学環境情報学部教授）

ゲストメンバー

- ・ 赤阪 清隆氏（フォーリン・プレスセンター理事長）
- ・ 金成 隆一氏（朝日新聞社）
- ・ 久保 文明氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- ・ 熊谷奈緒子氏（国際大学大学院国際関係学研究科准教授）
- ・ 谷口 功一氏（首都大学東京法学部教授）
- ・ 鹿毛利枝子氏（東京大学大学院総合文化研究科准教授）

アシスタント

- ・ アラディン・ディアクン氏（トロント大学）
- ・ 藤山 一樹氏（京都大学特別研究員）

サントリー文化財団

- ・ 尾崎 勝吉（専務理事）
- ・ 前波美由紀（事務局長）
- ・ 山内 典子（上席研究員）
- ・ 神長 慶子（研究員）
- ・ 伊藤 頌文（鳥井フェロー）



ジョーダン・M・ハイアット（ドレクセル大学犯罪学・司法学部助教授）

専門は矯正。近年は無作為抽出実験に重点を置いた、革新的な刑事司法介入の評価に取り組んでいる。実務家と提携したプログラム評価を通じて、効果的かつ実用的な刑事司法政策の発展を目指している。彼の研究は社会復帰および治安の改善、また科学的根拠に基づく政策の実施といった政策アジェンダを抱える諸官庁に有意義なものである。

太田達也（慶應義塾大学法学部教授）

専門は犯罪学・刑事政策・被害者学・アジア比較法。これまで刑罰論や犯罪者処遇、被害者支援に関する論文を数多く発表しており、近年は仮釈放や刑の一部執行猶予といった矯正と社会内処遇の組み合わせによる受刑者の社会復帰の研究に取り組んでいる。



国際研究プロジェクト「グローバルな文脈での日本」は、研究者や実務家が政策を意識しながら日本の社会学的研究を進める海外ネットワーク Japan Futures Initiative と提携しております。詳細はホームページをご覧ください▼
<http://jfi.uwaterloo.ca>



JAPAN FUTURES INITIATIVE
 日本の未来プロジェクト
 Hosted by the University of Waterloo・ウオーターラー大学主催